

答 申 第 32 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和元年 8 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 10 月 23 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「医療安全管理室の文書取扱処理に係る平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度（平成 30 年 10 月末迄）の処理決裁文書一覧リスト（アクシデント・インシデント処理文書、事故対応、検討会議関係項目等を含む一切）」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県病院事業庁長（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定（以下「本決定」という。）について、本決定通知書中に請求内容に該当する文書への言及がないのは不当であるとして本決定の取消しを求めたものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本件開示決定は、表見上は全部開示の決定であるが、請求書に記載した「アクシデント・インシデント処理文書」については開示されなかったため、実際には部分開示の決定をするべき事案である。

弁明書において、「アクシデント・インシデント処理文書は不存在である」ということであるが、開示請求に際しての事前相談において、「アクシデント・インシデント文書は存在するが開示の仕方を検討する必要がある。」と説明があった点と矛盾する。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

三重県の「総合文書管理システム」に登録された文書については、全て開示を行ったため、全部開示とした。

開示請求の内容のうち、インシデント処理文書は、県行政機関で一般的に用いられる総合文書管理システムではなく、電子カルテシステムというもので管理・運用されているものであり、総合文書管理システムのような件名目録の出力機能を有していない。

電子カルテシステムには出力機能がないことは審査会事務局の職員にも確認してもらっている。したがって、出力をする場合は画面のハードコピーを出力することになるが、画面のハードコピーは三重県情報公開事務取扱要領において、公文書の原本とは異なるものとなっているので、開示対象とはならないため、開示した一覧には記載していない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人が請求した公文書の内容には、処理決裁文書一覧だけでなく、アクシデント・インシデント処理文書も含まれ、通常、実施機関はこれらを開示対象公文書として特定することとなる。

しかしながら、実施機関は、アクシデント・インシデント処理文書は文書の件名目録の出力機能がない「電子カルテシステム」で管理・運用を行っており、出力をする場合は画面のハードコピーを出力することになるが、画面のハードコピーは公文書の原本とは異なるものであり、開示対象にならない。また、文書の件名目録の出力機能を有する「総合文書管理システム」に登録された文書については、対象公文書として特定し、文書件名についてすべて開示しているので、公文書の開示決定を行ったとしている。かかる実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、当審査会は実施機関が開示決定を行った文書以外には対象公文書を保有していないと判断せざるを得ない。

また、審査請求人が、開示請求の対象としている「アクシデント・インシデント処理文書の存在の判断」を決定通知書中に明記していないのは不適切であると主張している点について、条例第12条第2項では、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定されている。

当審査会としては、本事案のように開示請求に係る公文書の一部が不存在である場合の措置について、開示する文書のみに係る開示決定で足り、不存在の決定を行う必要はないものとする。

以上のことから、本決定は妥当である。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会からの意見

審査会の本件審査請求に対する判断は上記のとおりであるが、次のとおり意見を申し述べる。

本事案のような開示請求に係る公文書の一部が不存在である場合については、県民への説明責任をより果たすためには、決定通知書の備考欄を活用し、その旨及び理由の記載を行うべきであると考えます。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
H31.3.11	・ 諮問書及び弁明書の受理
H31.3.12	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
H31.3.28	・ 実施機関を經由して審査請求人からの反論書の受理
H31.4.8	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
H31.4.22	・ 審査請求人からの意見書の受理
R1.7.24	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和元年度第3回第2部会)
R1.8.28	・ 審議 ・ 答申 (令和元年度第4回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	坂 口 知 子	税理士
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。